

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休日の翌日
に当たります)

目次

◇条

例

- 鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

条

例

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十五号

鳥取県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)第四百四十四条の四の規定に基づき、県の議会の議員の選挙における法第四十三条第一項第五号のポスターの掲示場(以下「ポスター掲示場」という。)の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(ポスター掲示場の設置)

第二条 県の議会の議員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会(以下「市町村委員会」という。)は、ポスター掲示場を設けなければならない。

2 ポスター掲示場は、市町村委員会が、公衆の見やすい場所を選び、一投票区につき一箇所設置する。

3 市町村委員会は、ポスター掲示場を設置したときは、直ちに、そのポスター掲示場の設置場所を告示しなければならない。

(ポスターの掲示)

第三条 県の議会の議員の候補者(以下「候補者」という。)は、ポスター掲示場に、鳥取県選挙管理委員会(以下「県委員会」という。)が定め、あらかじめ告示する日から法第四十三条第一項第五号のポスター一枚を掲示することができる。この場合において、市町村委員会は、ポスターの掲示に関し、県委員会の定めるところにより、候補者に対し、事情の許す限り便宜を供与するものとする。

2 前項の場合において、候補者一人が掲示することができるポスター掲

示場の区画は、縦及び横それぞれ四十二センチメートル以上とする。

(ポスター掲示場を設置しない場合)

第四条 天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があると

きは、ポスター掲示場は、設けないことができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥 取 県 知 事 平 林 鴻 三

鳥 取 県 条 例 第 三 十 六 号

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 を 改 正 する 条 例

職員 の 給 与 に 関 する 条 例 (昭 和 二 十 六 年 二 月 鳥 取 県 条 例 第 三 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第七條の三第一項中「、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から三年以内」を削り、同項第一号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同項第二号中「三万四千元」を「三万五千元」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額二千五百円

第七條の三第一項第四号を削る。

第八條第三項中「八千元」を「九千元」に、「二千三百円」を「二千七百円」に、「五千元」を「五千五百円」に改める。

第十條第二項第一号中「一万四千元」を「一万五千元」に改め、同項第二号中「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満」を「自転車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道五キロメートル未満」に改め、「二千元」の下に「、使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員にあつては二千二百円」を加え、「三千四百円」を「三千六百元」に、「うち、自転車等の」を「うち、」に、「三千八百円、自転車等の」を「四千五百円、」に改め、「十五キロメートル以上」の下に「二十キロメートル未満」を加え、「五千三百円」を「五千六百元、使用距離が片道二十キロメートル以上である者にあつては七千二百円」に改め、同項第三号中「一万四千元」を「一万五千元」に改める。第十六條の四第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。第十六條の六第二項中「一万五千二百円」を「二万二百円」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表 (第三条関係)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	260,700	201,200	—	—	—	104,200	90,500	—
2	272,000	209,700	178,800	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	283,300	218,200	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	294,700	227,100	192,900	164,200	138,100	120,100	104,100	79,000
5	306,100	236,000	200,000	170,800	144,100	125,400	108,800	81,400
6	317,500	245,000	207,300	177,400	150,100	130,700	112,900	84,300
7	328,900	254,000	214,700	184,100	156,100	136,000	117,000	87,400
8	340,400	262,800	222,100	191,000	162,100	141,200	120,900	90,500
9	351,900	271,600	229,500	198,000	168,000	145,900	124,600	93,200
10	363,300	280,400	237,000	205,100	173,900	150,400	128,200	95,900
11	371,700	289,000	244,500	212,200	179,900	154,900	131,500	98,500
12	377,800	297,400	251,900	219,300	185,900	159,300	134,800	100,900
13	383,900	305,200	259,300	226,200	191,700	163,700	138,000	103,200
14	389,500	311,300	266,500	233,100	197,400	167,700	140,700	105,400
15	394,300	317,400	273,700	239,700	203,000	171,600	143,400	107,600
16		321,700	279,400	246,300	208,100	175,400	146,000	109,700
17			285,100	251,400	213,100	179,000	148,500	111,300
18			289,000	256,400	216,700	182,100	150,900	
19			292,800	260,000	220,000	185,100	152,900	
20			296,600	263,600	223,100	187,400		
21				267,200	225,600	189,700		
22				270,800	228,000	191,900		
23					230,400	194,100		
24					232,800			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	—	104,400	92,800	—
2	212,100	197,700	170,600	133,000	109,900	96,200	85,900
3	219,600	204,900	176,900	138,900	115,600	99,800	89,200
4	227,100	212,100	183,300	145,000	121,400	104,100	92,600
5	234,800	219,500	190,500	151,100	127,100	109,400	96,000
6	242,500	227,000	197,700	157,400	132,600	114,900	99,600
7	250,200	234,500	204,900	163,700	138,000	120,400	103,800
8	257,900	242,100	212,100	169,900	143,400	125,700	108,800
9	265,600	249,700	219,500	176,200	148,900	130,800	114,100
10	273,200	257,400	226,900	182,500	154,400	135,900	119,400
11	280,800	265,100	234,300	188,800	159,800	141,100	124,600
12	288,400	272,700	241,700	195,100	165,200	146,300	129,600
13	295,900	280,200	249,000	201,300	170,700	151,400	134,600
14	303,400	287,700	256,300	207,500	176,100	156,600	139,700
15	310,900	295,000	263,600	213,700	181,600	161,800	144,800
16	317,900	301,500	270,700	219,600	187,100	167,000	149,800
17	324,900	307,300	275,900	225,400	192,600	172,100	154,800
18	329,000	311,200	281,100	231,200	198,200	177,200	159,800
19	333,100	315,000	285,900	236,800	203,900	182,400	164,700
20		318,800	289,500	242,000	209,600	187,600	169,500
21			293,100	246,700	215,300	192,800	174,300
22			296,700	251,400	221,000	198,000	179,100
23			300,300	256,100	226,600	203,200	183,900
24				260,700	231,800	208,400	188,700
25				263,700	236,500	213,600	193,500
26				266,700	241,200	218,800	198,300
27				269,700	245,900	223,400	203,100
28				272,700	250,500	228,000	207,800
29				275,700	253,500	232,400	212,500
30					256,500	236,700	216,400
31					259,500	240,900	220,200
32					262,400	243,600	224,000
33					265,300	246,300	227,800
34							230,400

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表(第三条関係)

イ 教育職給料表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	254,200	—	96,100	—
2	261,400	185,800	100,600	81,000
3	269,000	192,800	106,000	84,000
4	276,600	199,900	111,400	87,100
5	284,200	207,000	116,800	90,600
6	291,900	214,100	122,200	94,700
7	299,600	221,200	127,600	99,000
8	307,300	228,300	133,000	103,900
9	315,000	235,400	138,600	108,900
10	322,700	242,600	144,200	114,100
11	330,100	249,800	149,800	119,300
12	337,500	257,000	155,800	124,400
13	344,600	264,100	162,300	129,600
14	351,600	271,200	169,000	134,800
15	356,200	278,300	175,800	140,100
16		285,300	182,600	145,400
17		292,300	189,400	150,600
18		299,200	196,100	155,800
19		306,000	202,900	161,000
20		312,800	209,800	165,600
21		319,300	216,700	170,100
22		325,800	223,600	174,600
23		332,100	230,500	179,100
24		338,400	237,300	183,500
25		342,600	244,100	187,900
26			250,400	192,300
27			256,500	196,600
28			262,600	200,800
29			268,600	204,600
30			274,600	208,200
31			279,600	211,300
32			284,400	214,400
33			289,000	217,400
34			293,200	220,200
35			297,300	222,400
36			301,300	
37			304,300	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	251,800	—	87,100	—
2	258,100	158,000	91,600	81,000
3	264,900	164,900	96,100	84,000
4	271,800	171,800	100,600	87,100
5	278,700	178,800	106,000	90,600
6	285,600	185,800	111,400	94,700
7	292,500	192,800	116,800	99,000
8	299,400	199,800	122,200	103,900
9	305,600	206,800	127,600	108,900
10	311,800	213,800	133,000	114,000
11	317,600	220,800	138,600	119,100
12	323,400	227,400	144,200	124,000
13	328,200	233,900	149,800	128,900
14	333,000	240,400	155,800	133,800
15	337,100	246,900	162,300	138,700
16		253,300	169,000	143,400
17		259,700	175,800	148,100
18		266,100	182,600	152,800
19		272,500	189,400	157,400
20		278,900	196,100	161,900
21		285,300	202,800	166,300
22		291,300	209,600	170,300
23		296,400	216,400	174,300
24		301,400	222,800	177,900
25		305,800	228,700	181,400
26		309,500	234,600	184,400
27		312,500	240,500	187,400
28		315,500	246,200	190,000
29		318,500	251,600	192,300
30			256,900	194,500
31			262,000	196,600
32			267,000	
33			271,700	
34			276,400	
35			280,600	
36			284,300	
37			288,000	
38			291,400	
39			294,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表 (第三条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	93,400	81,600
2	—	—	98,000	84,700
3	—	—	103,700	88,300
4	208,600	149,100	109,500	91,900
5	217,000	156,300	115,300	95,700
6	225,900	163,600	121,100	100,600
7	234,900	171,000	126,900	105,700
8	243,900	178,400	132,800	110,900
9	253,500	185,700	139,000	116,500
10	263,200	192,900	145,100	122,100
11	272,900	200,100	151,200	127,700
12	282,600	207,100	157,300	133,300
13	292,300	214,100	163,300	138,800
14	302,100	220,500	169,100	144,300
15	311,800	226,800	174,900	149,400
16	321,500	232,900	180,600	154,000
17	331,200	238,300	186,200	158,500
18	340,900	243,200	191,600	163,000
19	350,600	248,100	197,000	167,400
20	360,200	253,000	202,400	171,700
21	368,400	257,900	207,800	176,000
22	374,300	262,800	213,200	180,100
23	380,100	267,600	218,500	183,500
24	385,100	272,400	222,900	186,900
25	390,100	276,700	227,300	189,600
26	394,300	281,000	230,500	192,100
27		284,500	233,700	
28			236,900	

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表 (第三条関係)

イ 医療職給料表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	264,200	201,900	—	120,800
2	273,100	210,800	175,900	128,000
3	282,000	219,700	184,500	135,200
4	290,900	228,600	193,100	142,400
5	299,800	237,500	201,900	150,700
6	308,500	246,400	210,700	159,100
7	317,200	255,300	219,500	167,500
8	325,600	264,200	228,300	175,900
9	334,000	273,100	237,100	184,300
10	342,400	282,000	245,900	192,600
11	350,800	290,900	254,700	200,900
12	359,100	299,100	262,200	207,800
13	367,300	307,300	269,700	214,500
14	375,500	315,500	276,700	221,200
15	382,400	323,700	283,700	227,900
16	389,300	331,900	290,700	234,600
17	396,000	339,500	297,700	241,200
18	401,700	347,000	304,700	247,800
19	406,500	354,500	311,700	253,800
20	411,300	360,800	317,600	258,200
21		367,100	323,500	262,500
22		371,400	328,800	265,600
23		375,700	332,500	
24			336,200	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等級	特2等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	208,400	185,800	157,700	116,700	93,100	81,900	—
2	217,200	192,900	164,400	122,300	97,200	85,200	76,700
3	226,200	200,000	171,200	127,900	101,800	88,600	79,200
4	235,300	207,300	178,100	133,500	106,500	92,300	81,700
5	244,400	214,700	185,100	139,100	111,400	96,300	84,800
6	253,500	222,100	192,100	144,800	116,300	100,800	88,000
7	262,400	229,500	199,200	150,500	121,400	105,300	91,200
8	271,400	237,000	206,300	156,400	126,500	109,500	93,800
9	280,400	244,500	213,400	162,400	131,500	113,400	96,300
10	289,000	251,900	220,400	168,400	136,500	117,300	98,800
11	297,400	259,300	227,300	174,400	141,500	121,200	101,100
12	305,200	266,500	234,000	180,300	146,200	124,800	103,300
13	311,300	273,700	240,600	186,200	150,800	128,400	104,900
14	317,400	279,400	247,000	192,100	155,400	131,700	
15	323,500	285,100	252,400	197,800	159,900	135,000	
16	327,800	289,000	257,700	203,500	164,300	138,200	
17		292,800	262,500	209,000	168,400	140,900	
18			267,200	214,300	172,300	143,600	
19			270,800	218,100	176,100	146,100	
20			274,400	221,600	179,700	148,100	
21				224,900	182,700		
22				227,400	185,000		
23				229,900	187,300		
24				232,300	189,500		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	特 1 等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	182,000	142,000	121,800	91,700	80,100
2	188,600	147,400	126,600	95,700	83,000
3	195,300	152,900	131,500	100,000	85,900
4	202,000	158,500	136,500	104,300	88,800
5	209,000	164,200	141,600	108,600	91,700
6	216,100	170,000	146,700	112,900	95,700
7	223,300	175,800	151,800	117,200	99,900
8	230,500	181,600	156,900	121,600	104,200
9	237,700	187,400	161,900	125,900	108,500
10	245,000	193,200	167,000	130,200	112,600
11	252,300	199,000	172,100	134,500	116,800
12	259,600	204,800	177,300	138,900	120,900
13	266,700	210,600	182,500	143,300	125,000
14	273,800	216,400	187,700	147,500	128,900
15	280,900	222,200	192,900	151,700	132,800
16	287,300	227,900	198,100	156,000	136,800
17	293,700	233,600	203,300	160,300	140,800
18	299,600	239,300	208,500	164,500	144,700
19	305,400	245,000	213,700	168,600	148,500
20	309,200	250,600	218,600	172,700	152,300
21	312,900	255,700	223,500	176,800	156,100
22	316,600	259,700	228,300	180,900	159,800
23		263,700	232,200	185,000	163,100
24		267,700	236,100	189,100	166,300
25		270,900	239,800	193,200	169,500
26		274,100	242,800	197,200	172,500
27		276,800	245,800	201,100	175,400
28			248,300	205,000	178,300
29				208,600	180,500
30				211,000	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く。)並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に係る改正規定(以下「初任給調整手当に関する改正規定」という。))を除く。)による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(最高号給を超える給料月額の特替え等)

3 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定め

るこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

6 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(初任給調整手当に関する経過措置)

7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第七条の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の条例第七条の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

8 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の条例第七条の三第一項第三号に該当していた職(改正後の条例第七条の三第一項第三号に該当する職を除く。)に新たに採用された職員及び人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員については、人事委員会規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超

えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

(期末手当の額の特例)

9 昭和五十三年十二月に改正前の条例第十六条の四の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第十六条の四の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

10 前項の規定の適用を受ける職員について昭和五十四年三月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第十六条の四第二項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の規定による加算額に相当する額を減じた額とする(給与の内払)

11 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(期末手当については、改正後の条例第十六条の四又は附則第九項)の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「千九百円」を「二千円」に、「千五百二十円」を「千六百円」に、「千二百二十円」を「千二百八十円」に改める。

第三十五条第一項中「十メートル」を「十五メートル」に改め、「箇所」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所)」を加え、同条第二項第一号中「十メートル以上」を削る。

第五十三条第一項第一号中「十メートル」を「十五メートル」に改め、「足場」の下に「(人事委員会が定める場合にあつては、地上又は水面上十メートル以上の足場)」を加える。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三十一条第二項の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

3 職員が、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第三十一条の規定に基づいて、昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた特殊勤務手当は、改正後の条例第三十一条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(授業料の徴収)

第十一条 看護婦等養成施設に在学する者に対しては、授業料を徴収する。

2 前項の授業料の額は、月額六千円とする。

(授業料の減免)

第十二条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、授業料を減免することができる。

附 則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行し、改正後の鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第十一条の規定は、同日以後に看護婦等養成施設に入学する者について適用する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここ

に公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

三十六年 ひばりが丘第三

鳥取

市浜坂

二

を削り、同表の第二種県営住宅の表中

二十

二十

八年

ひばりが丘第一

鳥取市浜坂

二〇

八年

ひばりが丘第二

鳥取市浜坂

七二

二十八

ひばりが丘第二

鳥取市浜坂

三六

四十五年

八東第一

八頭郡八東町大字才代

一〇

を

四十五年

八東

第一

八頭郡八東町大字才代

八

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十三年十二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十号

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理事業の施行に関する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第三条関係)」に、「及び吉方」を「吉方、富安二丁目、南吉方一丁目及び吉方温泉三丁目」に改める。
別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二十一条関係)」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】